

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(基本的事項)

第1条 この契約に基づき個人情報を取り扱う業務を行う者(以下「受託者」という。)は、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより個人情報を適正に取り扱うため、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

(安全管理措置)

第2条 受託者は、この契約に基づく業務に伴い取得した個人情報につき、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(適正な使用)

第3条 受託者は、この契約に基づく業務に伴い取得した個人情報につき、当該業務の範囲を超えた加工、再生又は保管をしてはならない。

(従事者の範囲等の明確化)

第4条 受託者は、従事者、従事者の作業範囲、作業場所、作業責任区分等を明確にしておかなければならない。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の処理に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 この契約に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(従事者に対する教育研修及び監督)

第7条 受託者は、この契約に基づく業務の従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記仕様書に定める遵守すべき事項その他本契約の適切な履行に必要な教育研修を実施し、及び当該従事者を監督しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 受託者は、東大和市(以下「委託者」という。)の指示又は承諾のある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他の業務に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止及び許諾)

第9条 受託者は、委託者の許諾を得ないで、この契約に基づく業務の全部又は一部の再委託をしてはならない。

2 受託者は、再委託をする必要がある場合は、再委託先の名称、再委託をする理由、再委託をして処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託をする旨を委託者に申請し、その許諾を受けなければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 前2項の規定は、再委託をされた業務が更に委託された場合に準用する。

(持ち出しの禁止)

第10条 受託者は、個人情報記録されている媒体を第4条により明確にした作業場所から持ち出してはならない。ただし、委託者の承諾がある場合はこの限りではない。

(複写等の禁止)

第11条 受託者は、委託者の指示又は承諾のある場合を除き、この契約に基づく業務を行うために委託者から貸与を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料の返還義務)

第12条 受託者は、この契約に基づく業務が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために委託者から貸与を受けた個人情報及び当該業務の履行により発生した個人情報に係る資料の全てを委託者に返還又は引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者と受託者とが協議の上、受託者が個人情報を廃棄する場合には、焼却、溶解、裁断その他の方法により、復元不可能な状態にして処分するものとし、その旨書面により提出しなければならない。

(特定個人情報等を取り扱う委託)

第13条 受託者は、特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う場合には、設備、技術水準、従事者に対する教育研修及び監督の状況、経営環境等をあらかじめ書面により委託者に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、事務の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、この限りでない。

(立入調査等)

第14条 委託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するために、受託者に対して立入調査をし、又は報告を求めることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は報告の求めがあったときは、受託者は、これに従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第15条 受託者は、この契約に基づく業務の遂行中に事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第16条 委託者は、受託者がこの特記仕様書に定める事項に違反したときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(秘密の保持等の義務違反に対する措置)

第17条 受託者において、個人情報の保護に関する法律に定める秘密の保持等の義務に違反があったときは、同法第176条及び第180条の規定により拘禁刑又は罰金に処せられることがある。